

福井県嶺南地域基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年9月現在における福井県敦賀市、小浜市、越前市、南越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町の行政区域とする。概ねの面積は16万7千ヘクタール程度である。（地図：別紙1のとおり）

本区域は若狭湾国定公園、越前加賀海岸国定公園の一部区域および池河内自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省選定の特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施地域等の環境保全上重要な地域、福井県重要里地里山、「福井県レッドデータブック」掲載種の生息・生育域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域、ふるさと福井の自然100選および福井県のすぐれた自然（植生編、動物編、地形・地質編）に記載の地域（以下、「国定公園等」とする。）を含むものであるため、8.において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地保護区は、本促進区域には存在しない。

（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

①地理的条件

本地域は、県南部に位置する3市5町（敦賀市、小浜市、越前市、南越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）からなる広域的な地域である。

関西方面に近いことから、古来より物資の流通がさかんであり、生活・文化等についても、つながりが強い地域である。

また、豊かな海岸線を有していることから、海水浴シーズンには関西方面、中京方面から多くの海水浴客が訪れるなど、観光産業が活発な地域である。

一方で本地域は、原子力発電所の集中立地地域であり、原子力関連の企業や電力消費量の多い企業、安定供給が必要な企業の立地がみられる地域でもある。

②産業の状況

本地域は、原子力発電所が多数立地しており、嶺南地域に事業所がある産業別の売上では、全産業に占める「電気・ガス・熱供給・水道業」の割合（試算値）が53.8%と非常に高くなっている（令和4年6月 資源エネルギー庁「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議 取りまとめ」）。

原子力発電所の立地により低廉な電気を提供できる地域であること、関西・中京方面に近いことから当該地域に集積する二次電池等の新エネ・省エネ関連メーカーに向けた中間部材・素材を供給する企業等の立地が進展している。本地域の製造品出荷額は電子・デバイスが2,130億円と最も大きく、本地域の経済を牽引している（経済センサス活動調査（令和3年））。

また、本地域は、原子力研究や人材育成を支える基盤となる中核的拠点に位置付けられており、

「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」などを通して、立地地域と国・電力事業者が連携して廃炉・リサイクルビジネスの産業化等、様々な取組みを推進している。

農業においては、東部に位置する丹南地区を中心にコメの生産が盛んであり、平成 29 年に命名された「いちほまれ」の生産を順次拡大している。西部に位置する若狭地区では果樹や野菜の栽培が盛んであり、近年では自然光利用型の周年型大規模園芸ハウスや植物工場の整備が増加している。

若狭地区は古来、御食国として都との交易が盛んであり、現在も若狭ふぐ・ぐじ・かれい等の魚介類を中心した食の魅力にあふれた地域である。三方五湖や瓜割の滝等の美しい自然・景観や都文化との交流を背景とした歴史的・文化的遺産、若狭塗箸等の伝統工芸品も含め、こうした一体的な食文化にまつわる広域観光圏を形成している。令和 4 年の観光客入込数（実人数）は 1,519 万人（前年比 22.9%増）、観光消費額は 1,058 億円（前年比 24.6%増）と、ともに前年から 2 割以上増加しており、コロナ前の約 8 割の水準まで回復している（福井県「令和 4 年 福井県観光客入込数（推計）」）。

③インフラの整備状況

本地域の交通インフラの整備状況は、東西に貫く国道 27 号が幹線道路として整備されているとともに、同国道と接続する国道 8 号が南北に走り各地を結んでいる。

また、関西方面や中京方面等とネットワークを形成する舞鶴若狭自動車道が平成 26 年 7 月に全線開通したことにより、本地域へのアクセスが向上し、物資等の迅速な運搬等が可能になった。さらに現在進められている 4 車線化事業により、速達性や定時性が向上し、大雨・大雪時のネットワーク代替性や原子力災害時における広域避難道路としての機能がより一層高まる。

さらに、北陸新幹線については、平成 27 年 3 月に金沢駅開業後、着実に施工が進められており、令和 6 年春に嶺南地域の交通の結節点である敦賀駅まで開通するため、これにより本地域と首都圏および関西圏とのネットワーク機能が高まるものと考えられる。

港湾については、敦賀港（敦賀市）が、昭和 26 年に重要港湾の指定を受け、港の背後圏である関西地域や中京地域に立地する鉱工業の主要原燃料となる鉱産品、林産品等の輸出入基地として栄えてきた。水深 14m の岸壁を有する多目的国際ターミナルが整備されており、平成 23 年に日本海側拠点港選定を受けるなど、中京・関西圏へのゲートウェイとして、また、環日本海交流の拠点港として、重要な役割を果たしている。

なお、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

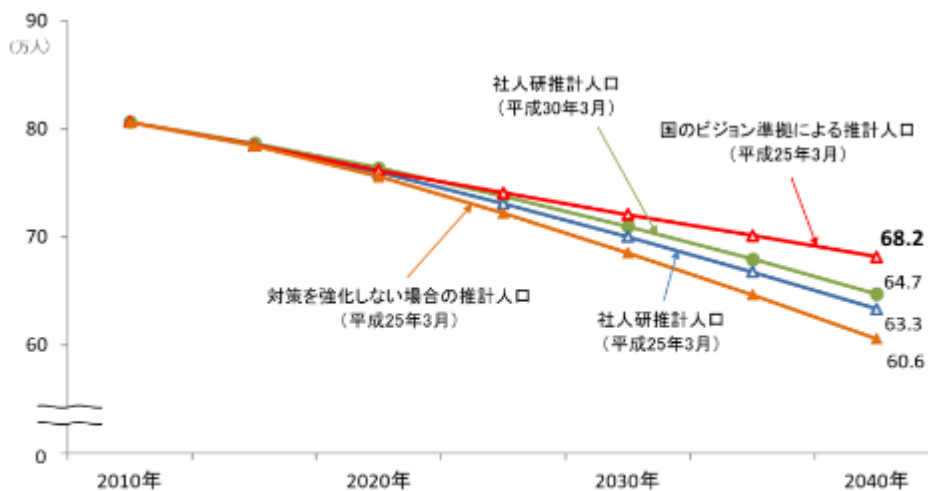
④人口分布の状況

本県の令和 5 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口は 76.0 万人と、平成 12 年の 82.9 万人をピークに減少傾向にある。一方で、就業者数は 41.5 万人で、5 年前と比べて約 7 千人増加している（令和 2 年国勢調査）。本地域の人口は本県全体の約 3 割を占めている。

2013 年（平成 25 年）の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年の本県人口は

63.3 万人まで減少する見込みであったが、2015 年（平成 27 年）に策定した「ふくい創生・人口減少対策戦略」（創生戦略）に基づく対策を実施した結果、2018 年（平成 30 年）の推計では、前回より 1.4 万人改善した 64.7 万人となる見通しとなっている。

（福井県の総人口の将来見通し）



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」、日本創成会議「全国市区町村別「20～39歳女性」の将来推計人口」

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

本地域は、全国でも有数の原子力発電所の立地地域であり、産業界、事業者、大学・研究機関、国、県および市町が一体となって、エネルギー関連産業に関する技術力強化、人材の育成に向けて取り組んできた。エネルギー関連産業の製造品出荷額は 5,763 億円と本県全体の 4 分の 1 以上を占めており、地域経済を牽引している（経済センサスー活動調査（令和 3 年））。

原子力を取り巻く環境変化を踏まえ、令和 2 年 3 月に、原子力をはじめ再エネを含む様々なエネルギーを活用した地域経済の活性化等を目指すための「嶺南 E コースト計画」を策定した。また、立地地域と国・電力事業者が、目指すべき「地域の将来像」をともに検討・共有するとともに、その実現に向けて、原子力に関する研究開発等の取り組みや、産業の複線化・新産業の創出など、取り組みを充実・深化させていくために、令和 3 年度から「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」を開催している。

これらの方針に基づき、原子力の研究開発・人材育成拠点の形成や、クリーンエネルギーサプライチェーンの構築、廃炉の産業化等を推進していくとともに、「ふくい NEW 経済ビジョン」に基づき、

県内企業の高付加価値化や生産性の向上を目指す。

また、北陸新幹線の福井・敦賀開業による交通・物流ネットワークの整備進展のチャンスを活かし、観光誘客や企業誘致を強化していく。

（２）経済的効果の目標

１件当たりの平均 3.70 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 12 件創出し、これらの地域経済牽引事業により、促進区域内で 44 億円（旧計画と合計で 86 億円）の付加価値創出を目指す。

また、このうち 5（３）において指定する業種において、各 3 件の地域経済牽引事業を創出し、これらの地域経済牽引事業により、促進区域内で 22 億円の付加価値創出を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	4,222 百万円	8,662 百万円	105%

【５（３）で指定する業種の経済効果の目標（指定する業種ごと）】

地域経済牽引事業による付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：通信業	－百万円	1,110 百万円	皆増
業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業	－百万円	1,110 百万円	皆増

３ 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の①～③の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,556 万円（福井県の一事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和３年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 地域経済牽引事業者の域内における売上げが開始年度比で 5 % 以上増加すること
- ② 地域経済牽引事業者の域内雇用者数が開始年度比で 2 人以上増加すること

③ 促進区域に所在する事業者の域内雇用者の給与等支給額が開始年度比で５％以上増加すること

４ 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

以下の重点促進区域の設定においては、国定公園等の区域を除外する。

なお、以下の重点促進区域には市街化調整区域は含まれていない。

【重点促進区域１：敦賀市産業団地周辺】

敦賀市 蒔生野

（概況及び公共施設などの整備状況）

概ねの面積は約 20 ヘクタールであり、本区域内の、敦賀市産業団地に遊休地は存在しない。

国道 27 号に隣接しており、舞鶴若狭自動車道・敦賀南スマートインターチェンジから 4 キロ、重要港湾・敦賀港から 7 キロと交通アクセスに非常に優れた立地環境である。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域２：敦賀市第２産業団地周辺】

敦賀市 田結

（概況及び公共施設などの整備状況）

概ねの面積は約 9 ヘクタールであり、令和 2 年に整備が完了した。

国道 8 号に隣接しており、北陸自動車道・敦賀インターチェンジから 5 キロ、重要港湾・敦賀港から 2 キロと交通アクセスに非常に優れた立地環境である。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

（関連計画における記載等）

本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

【重点促進区域３：今立工業団地、北日野工業団地、王子保工業団地、大虫工業団地、池ノ上工業団地、味真野工業団地、信越化学工業一帯、及びその周辺】

越前市 栗田部町、岩内町、平林町、大手町、庄田町、今宿町、大塩町、四郎丸町、岡本町、大虫町、大虫本町、池ノ上町、白崎町、妙法寺町、向陽町、宮谷町、上真柄町、北小山町、北府一丁目、北府二丁目、府中三丁目

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は約 300 ヘクタール程度である。本区域内の、今立工業団地には 0.1 ヘクタールの分譲可能面積があり、北日野工業団地、王子保工業団地、大虫工業団地、池ノ上工業団地、味真野工業団地に遊休地は存在しない。

武生インターチェンジ、及び J R 武生駅といった主要な交通インフラから半径 5 キロ圏内に位置しており、利便性が高い。また、令和 6 年春に開通する北陸新幹線の越前たけふ駅からも半径 5 キロ圏内に位置している。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。なお、農地面積は 40 ヘクタール程度である。

【重点促進区域 4：越前たけふ駅周辺】

越前市 庄町、庄田町、岩内町、大屋町、葛岡町

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は 106 ヘクタール程度である。そのうち農用地区域は 60 ヘクタール程度である。

本区域は、越前市の中央部に位置しており、新幹線駅・インターチェンジ・国道 8 号が 1 k m 圏内に集積する交通結節点である。

特に、本区域では令和 6 年春の新幹線駅開業を契機に、交通結節点の特徴を生かし、国内外から企業・人材が集う、研究開発施設等の高次機能の集積を目指すため、重点促進区域に設定する。

なお、本区域は全域的に農用地区域を含むものであるため、9. において、土地利用の調整方針を記載する。本区域は非線引き区域であり、開発許可に係る土地利用調整は発生しない。

(関連計画における記載等)

本区域は丹南都市計画区域に指定されており、丹南都市計画区域マスタープランにおいては、「都市計画区域を超えた圏域での一体的な都市づくりを意識しつつ、都市基盤施設の整備・維持を適切に行い、県内の地域間の連携を促進し、県域だけでなく更に広域的な圏域での活発な交流を促進する北陸新幹線の整備によるインパクトをまちづくりに生かしていかなければならない」としている。

また、越前市都市計画マスタープランにおいては、越前たけふ駅周辺について、広域交通の結節点としての高い交通利便性を活かし、丹南地域の玄関口としてふさわしい、質の高いサービスが得られる広域高次都市機能の誘導を図るとされている。

越前市農業振興地域整備計画においては、本区域を含む東部地区の用途区分の構想として「田として既に水利条件が完備されており、その殆どが団地性 100 h a 以上、傾斜度 1/100 内外で構成され今後の大型機械化に対応する条件を備えていることから、田としての利用を進める」と記載されている。

しかしながら、土地利用の方向として「本市の産業活性化プランに基づき企業誘致を推進することにより製造業及びサービス業の発展が見込まれることから、工場用地の拡張など一部、農地での需要は避けられないと考える。」「本市では令和元年末の農用地区域内の農地面積 3,417 h a を令和 12 年までに、農用地区域からの除外面積 23.3 h a と想定し、また、北陸新幹線関連事業等で、83.1 h a の減少を見込み合計 106.4 h a が減少すると予想され、農用地区域内農地面積を 3,310.8 h a を確保するものとする。」としており、上記のとおり、本区域では交通結節点の特徴を生かした研究開発施設等の高次機能の集積が見込まれ、地域経済に与える波及効果が高い区域

であることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 5：若狭美浜インター産業団地周辺】

美浜町 山上

(概況及び公共施設などの整備状況)

平成 28 年 4 月より分譲開始した、総面積約 13 ヘクタール・用地面積約 8 ヘクタールの産業団地である。関西圏・中京圏・北陸圏の中心に位置し、舞鶴若狭自動車道の若狭美浜インターチェンジから約 1 分の距離にあり良好なアクセスを有している。食品容器製造業や一般貨物運送業等が立地しており、製造業を中心に物流関連産業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・試験研究所の立地促進のため重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 6：松原産業団地周辺】

美浜町 松原

(概況及び公共施設などの整備状況)

平成 21 年 3 月より分譲開始した、総面積約 2.6 ヘクタール・用地面積約 1.8 ヘクタールの産業団地であり、分譲可能面積は 0.9 ヘクタールである。関西圏・中京圏・北陸圏の中心に位置し、舞鶴若狭自動車道若狭美浜インターチェンジから約 5 キロの距離にあり良好なアクセスを有している。医療機器製造業メーカーが立地しており、製造業を中心に物流関連産業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・試験研究所の立地促進のため重点促進区域として設定することとする。

なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 7：若狭中核工業団地周辺】

若狭町 堤、杉山、野木

(概況及び公共施設などの整備状況)

概ねの面積は約 63 ヘクタール、用地面積は約 42 ヘクタールであり、本区域内の、若狭中核工業団地には遊休地は存在しない。本区域は、平成 3 年から分譲を開始し、現在 10 社の事業所が操業している。舞鶴若狭自動車道若狭上中インターチェンジから約 8 キロに位置し、福井県嶺南地域の工業集積地として地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

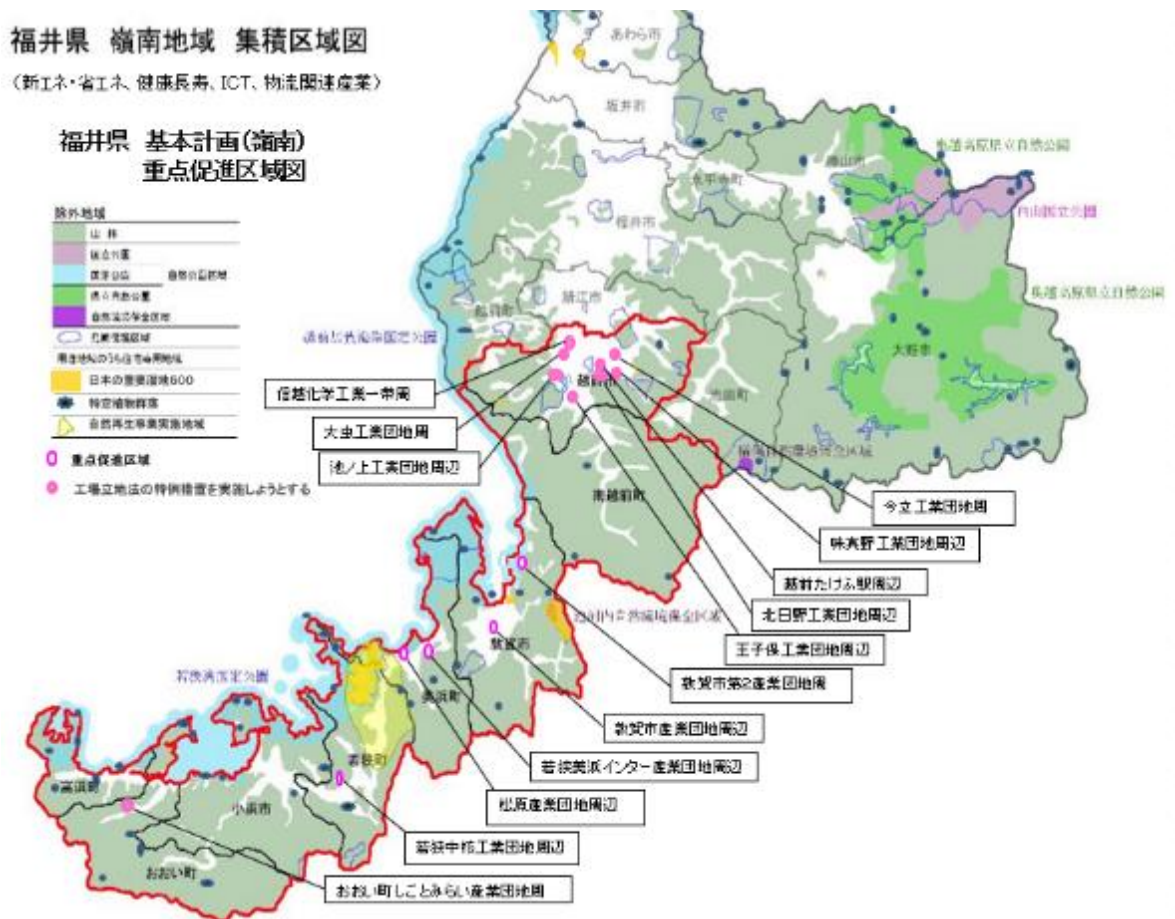
なお、本区域には、土地利用調整が必要な農用地区域は含まれていない。

【重点促進区域 8：おおい町しごとみらい産業団地周辺】

おおい町 石山

令和5年4月より分譲開始した、総面積約4.8ヘクタール・用地面積約3.1ヘクタールの産業団地である。舞鶴若狹自動車道の大飯高浜インターチェンジから約1kmの距離にあり良好なアクセスを有している。製造業を中心に物流関連産業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・試験研究所の立地促進のため重点促進区域として設定する。

(地圖)



【重点促進区域 1】



【重点促進区域 2】



【重点促進区域 3】

(今立工業団地周辺)



(北日野工業団地周辺)



(王子保工業団地周辺)



(大虫工業団地周辺)



(池ノ上工業団地周辺)



(味真野工業団地周辺)



(信越化学工業団地一帯周辺)

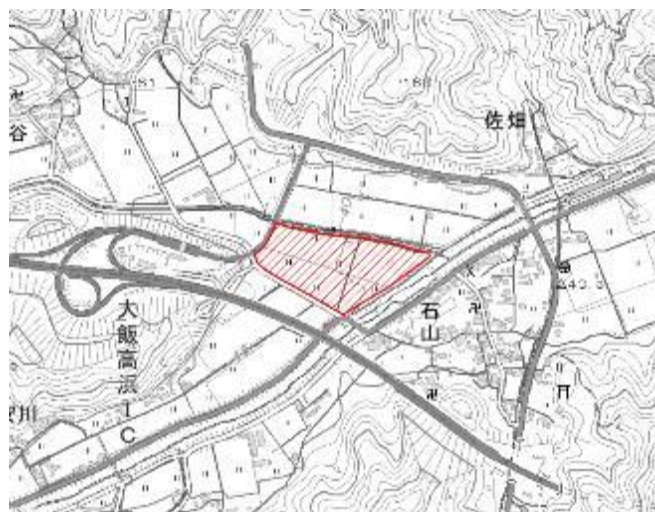
【重点促進区域6】



【重点促進区域7】



【重点促進区域8】



（２）区域設定の理由

【重点促進区域１】

敦賀市産業団地は平成 13 年度から平成 18 年度にかけて敦賀市が整備した産業団地であり、これまでに電子部品関連産業や食品容器製造業等が集積しており、令和 6 年春の北陸新幹線敦賀駅開業を見据えて、今後も重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域２】

敦賀市第 2 産業団地は敦賀市が令和 2 年に整備した産業団地であり、高速道路や幹線道路、敦賀港へのアクセスに優れ、また、令和 6 年春の北陸新幹線敦賀駅開業が控えていることから、今後、物流業等の集積が見込まれるため、重点的に支援を投入すべき区域である。

【重点促進区域３】

区域の設定に当たっては、同区域内に 50 社を超える、自動車関連産業や電子部品産業などといった先端技術産業を含む多様な製造業が集積している。

また、武生インターチェンジ及び J R 武生駅といった主要な交通インフラ、さらに令和 6 年春に開通する北陸新幹線の越前たけふ駅からも、それぞれ半径 5 キロ圏内に位置しており、利便性が高く、今後も成長が見込まれるほか集中して支援をしていくべき地域である。これらのことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域４】

令和 5 年の国道 417 号冠山峠道路開通、令和 6 年春の北陸新幹線金沢～敦賀間開業、令和 8 年春の中部縦貫自動車道全線開通により、首都圏や中京圏とのアクセスが大きく向上し、本区域への産業集積が進むことが見込まれる。また、本区域は国道 8 号にも近接しており、県内外へのアクセスが極めて良好であることから、利便性が高く、今後も成長が見込まれるほか集中して支援をしていくべき地域である。これらのことから本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進するため、本区域を重点促進区域として設定することとする。なお、本区域内に工業団地はなく、周辺に遊休地もない。交通結節点の利便性を活用するとともに、新規立地を促進するためには、やむを得ず農地を利用する必要があることから、農用地区域を含めて重点促進区域に設定する。

【重点促進区域５】

舞鶴若狭自動車道の全線開通により関西・中京圏への所要時間が短縮されることからその利便性の高さを活用し、舞鶴若狭自動車道の若狭美浜インターチェンジから約 1 分の距離にあり、国道 27 号バイパスまで約 700m という道路交通の条件に優れた場所として選定した。

【重点促進区域６】

舞鶴若狭自動車道の全線開通により関西・中京圏への所要時間が短縮されることからその利便

性の高さを活用し、舞鶴若狭自動車道の若狭美浜インターチェンジから約5キロの距離にあり、国道27号バイパスまで約1.5キロという道路交通の条件に優れた場所として選定した。

【重点促進区域7】

若狭中核工業団地は、健康長寿産業などの製造業を中心に10社が操業している嶺南地域最大の産業団地であり、成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。また、北陸新幹線の整備を見据え、大都市圏へのアクセス向上を生かしつつ、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、若狭中核工業団地が存在する大字の区域（若狭町若狭テクノバレー）を、重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域8】

舞鶴若狭自動車道の全線開通により関西・中京圏への所要時間が短縮されることから、その利便性の高さを活用し、舞鶴若狭自動車道の大飯高浜インターチェンジから約1kmの距離にあり、主要地方道小浜綾部線に隣接するという道路交通の条件に優れた場所として選定した。なお、本区域には農用地区域は含まれていない。

（3）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

- ・越前市 今立工業団地（農工団地）、北日野工業団地、王子保工業団地（農工団地）、大虫工業団地（農工団地）、池ノ上工業団地（農工団地）、味真野工業団地（農工団地）、信越化学工業一帯
越前たけふ駅周辺
- ・おおい町 おおい町しごとみらい産業団地

地番は別紙2のとおり。

設定する区域は、平成29年7月1日現在における地番により表示したものである。ただし、おおい町しごとみらい産業団地において設定する区域は令和5年5月1日現在、越前たけふ駅周辺において設定する区域は令和5年9月1日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

- ①エネルギー研究開発拠点として培われた原子力や再生可能エネルギー等関連の技術を活用した環境・エネルギー分野
- ②新エネ・省エネ産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③清廉かつ豊富な水や低廉な電力等の産業インフラを活用した成長ものづくり分野
- ④里山里海湖、若狭ふぐ等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野
- ⑤若狭ふぐ等のブランド特産物を活用した農林水産・地域商社分野

⑥低廉な電力等の産業インフラを活用したデジタル分野

⑦北陸自動車道・舞鶴若狭自動車道や敦賀港等の交通インフラを活用した物流分野

(2) 選定の理由

①エネルギー研究開発拠点として培われた原子力や再生可能エネルギー等関連の技術を活用した環境・エネルギー分野

本地域には原子力発電所が多数立地しており、嶺南地域に事業所がある産業別の売上では、全産業に占める「電気・ガス・熱供給・水道業」の割合（試算値）が 53.8%と非常に高くなっている（令和 4 年 6 月 資源エネルギー庁「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議 取りまとめ」）。本地域では、「エネルギー研究開発拠点化計画」を策定して以降、（公財）若狭湾エネルギー研究センター（以下、「エネ研」と記載）を中心に、原子力や放射線に関連した技術の移転をはじめ、県内企業の研究開発を支援し、事業化・商品化を図っている。

（実績）

エネ研による企業等への研究開発支援件数：245 件（H18～R 4）

うち製品化件数 60 件

また、平成 28 年に、国は、高速増殖原型炉「もんじゅ」を廃止措置に移行するとの方針を決定すると同時に、「もんじゅ」サイトを活用して新たな試験研究炉を設置するなど、我が国の今後の原子力研究や人材育成を支える基盤となる中核的拠点に位置付けることを決定した。第 5 次・第 6 次エネルギー基本計画においても、敦賀エリアを原子力・エネルギーの中核的研究開発拠点として整備する方針が明記されている。このような中で、原子力をはじめ再生可能エネルギーを含む様々なエネルギーを活用した地域経済の活性化等を目指すため、令和 2 年 3 月に「嶺南 E コースト計画」を策定した。計画においては、廃炉技術に係る電力事業者との共同研究やレーザー除染・切断技術の開発等を支援するなど、県内企業が廃炉工事に参入しやすい環境作りを進めている。また、原子力リサイクルビジネスについても、事業可能性調査や、電力事業者や経済団体、嶺南各市町が参画するタスクフォースによる検討を行っている。

さらに、立地地域と国・電力事業者が、目指すべき「地域の将来像」を共に検討・共有するとともに、その実現に向けて、原子力に関する研究開発等の取組みや、産業の複線化・新産業の創出など、取組みを充実・深化させていくために、令和 3 年度から「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」を開催しており、関係機関が連携して廃炉・リサイクルビジネスの産業化や水素・アンモニアの供給拠点化等、様々な取組みを推進しているところである。

②新エネ・省エネ産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本地域には、エネルギー関連の技術や産業の集積が見られる。令和 3 年経済センサス 活動調査によると、事業所数が 214 か所、従業員は 13,732 人である。また、新エネ・省エネ等のエネルギー関連産業の製造出荷額は 5,763 億円であり、本県全体の 4 分の 1 以上を占めている他、過去 5 年間で 3 割以上の増加がみられるなど、今後も成長が期待される分野である（経済センサスー活動調査（令和 3 年））。

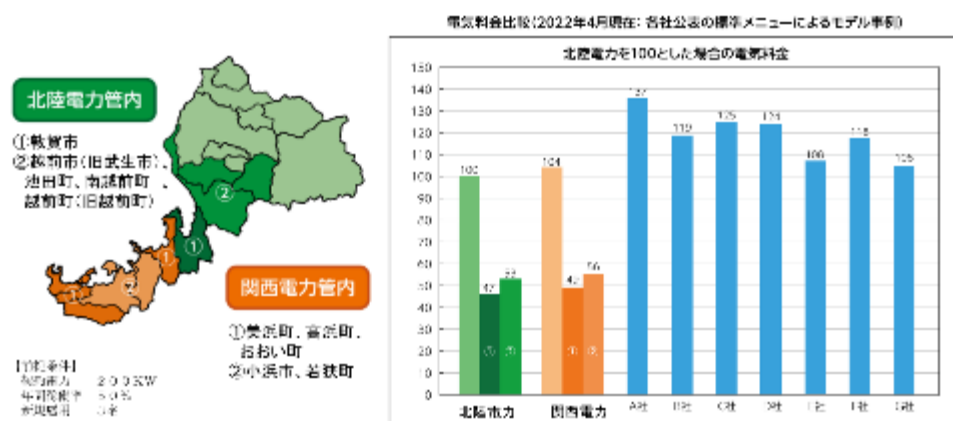
③清廉かつ豊富な水や低廉な電力等の産業インフラを活用した成長ものづくり分野

本地域は、海・山・里の幸にあふれており、名水百選に選定されている瓜割の滝や鶴の瀬、雲城水等に代表される豊かできれいな水等、優れた自然資源を有する地域である。

土地を掘削すると水道法の水質基準に適合する地下水が自噴する土地もあるほど、質・量ともに恵まれた本地域の名水は、和菓子等を製造する立地企業等からも好評を博している。

また、本地域は、敦賀市以東は北陸電力株式会社、美浜町以西は関西電力株式会社の供給エリアとなっており、全国的に見て安価な電力供給ができる地域であるとともに、全域が原子力発電施設等周辺地域であるため、立地後の一定期間、概ね半額の電気料金の補助を受けられるなど、低廉な電力により生産コストを抑えることが可能であり、多くの電力を消費する工場等の立地に適している（図表１）。

（図表１ 電気料金比較表）



また、これらの産業インフラを活用した新たな立地を促進すべく全国最高水準の補助制度を設けており、完全人工型の植物工場や、半導体関連工場等高付加価値企業の新たな参入を促進している。

食料品製造業は、福井県の製造業の事業所の約1割を占める主要な産業であり（経済センサス活動調査（令和3年））、また電子部品・デバイス・電子回路製造業は、県内総付加価値額に占める割合が全製造業の20%を占める地域経済を牽引する重要な産業である。これらの産業インフラを活用して、さらなる企業の立地を促進していく。

④里山里海湖、若狭ふぐ等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野

この地域には、三方五湖や若狭湾、瓜割の滝などに代表される美しい自然・景観、日本遺産に認定された北前船寄港地や鯖街道など、古くから大陸の玄関口である港、「都」文化との交流を背景とした多くの歴史的・文化的遺産、若狭塗箸などの伝統工芸、新鮮な魚介類などの食や御食国として育まれた食文化など、全国に誇る魅力がある。

令和4年の嶺南地域における主要観光地（道の駅を除く）の入込数は次のとおりである。

- 1位 武生中央公園 129万人
- 2位 道の駅「南えちぜん山海里」 119万人

3位 日本海さかな街 100 万人

4位 氣比神宮 69 万人

5位 熊川宿 49 万人

(出典：福井県「令和4年福井県観光客入込数（推計）」)

株式会社リクルートライフスタイルが発表した「じゃらん宿泊旅行調査 2022」では、「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」が全国1位となり、若狭ふぐや浜焼き鯖をはじめとした「食」も本県観光の魅力の一つとなっている。

令和4年の観光客入込数は1,519万人となり、県内客がほぼコロナ前の水準まで回復し、全体では8割強の水準となっている（福井県「令和4年 福井県観光客入込数（推計）」）。令和6年春の北陸新幹線福井・敦賀開業に合わせ、若狭湾や三方五湖の美しい風景を楽しむサイクリングルート整備や、氣比神宮周辺の商業ビル改修や景観整備等のリノベーションを推進するなど、新幹線駅周辺のにぎわいづくりが進んでいる。誘客拡大の絶好の機会を活かし、地域の観光資源を磨き上げ、本県ブランドとして打ち出していくとともに、周遊・滞在型の観光地づくり、人材育成、地域の特色を活かした県産品の開発・販路拡大など、様々な施策を、県、市町、民間とも協働しながら、総合的に進めていく。

⑤若狭ふぐ等のブランド特産物を活用した農林水産・地域商社分野

本県の農業については、令和4年度の野菜、果樹、花きの園芸産出額が212億円となっている（福井県調べ）。本地域の東部に位置する丹南地区では、中山間が大部分を占め、夏場の冷涼な気候を活かした高食味米や化学肥料・農薬の使用量を削減した安全安心な米の生産が盛んに行われている。

また、西部に位置する若狭地区では、温暖な気候を活かした果樹や野菜を栽培している。特に近年では、自然光を利用した大規模園芸施設によるミディトマトや青ネギの栽培、電気料金の優遇措置を利用した企業の農業参入による植物工場が増加している。

水産業では、令和3年度生産額は、海面漁業で約69億円、海面養殖で約6億円となっている（北陸農林水産統計年報）。本地域は、変化に富んだリアス式海岸で沖合に緩やかな大陸棚が広がっており、恵まれた海域環境で、定置網、底曳網、刺網等の漁業やトラフグ、マダイ等の養殖業が営まれている。

また、小浜市堅海地区に本県の水産研究機関が一堂に集結する水産学術産業拠点「かつみ水産ベース」を整備し、効率的な養殖技術開発などの共同研究や産業支援、人材育成を行っていく。

ブランド特産物としては、日本海側最大の収穫量を誇る福井梅をはじめ、農業では、矢田部ねぎや立石ナスなど、地域風土と先祖代々の努力により100年以上前から受け継がれてきた伝統野菜が20種類以上あり、これらを「福井百歳やさい」と名付け、ブランド化と産地の拡大を進めている。また、日本三大群生地の一つである越前海岸で栽培されている水仙は「越前水仙」として、主に生花用や贈答用として関西を中心に販売されている。

また、水産業では、本県沖での大型生簀を用いた海面でのトラウトサーモンの養殖や新たな養

殖魚種としてマハタの養殖を始めており、新たなブランド化を進めていく。

その他、6次産業化の推進として、福井県食品加工研究所内にサポートセンターを設置、事業計画から商品開発、販売のアドバイスなど総合的な支援を実施している。また、商工・観光団体、J A、行政など多様な関係者による「農山漁村発イノベーション推進会議」を設置し、農山漁村のあらゆる地域資源を活用した取組みや他産業等との連携による取組みへの支援を行っていく。

⑥低廉な電力等の産業インフラを活用したデジタル分野

本地域は、敦賀市以东は北陸電力株式会社、美浜町以西は関西電力株式会社の供給エリアとなっており、全国的に見て安価な電力供給ができる地域であるとともに、全域が原子力発電施設等周辺地域であるため、立地後の一定期間、概ね半額の電気料金の補助を受けられるなど、低廉な電力により生産コストを抑えることが可能である。特に、大量のデータの保管や処理を行い、多くの電力を消費するデータセンターの立地に適しており、低廉な電力や県・市の強力な支援により、本地域ではデータセンターの新規立地、拡充が相次いでいる。また、本地域内では新規に立地したIT企業と連携協定を締結し、AIやIoT等のデジタル技術の導入・利活用による活性化を目指す動きもみられる。本県の情報通信業の事業所数は5年前より10%近く増加している（経済センサスー活動調査（令和3年））。

県では、IT企業をはじめとする小さくても魅力的な企業の誘致を進めるため、令和3年に「オフィス誘致補助金」を新設し、通信回線料は補助率100%とするなど強力に支援しており、低廉な電力等の強みを活かしてIT企業の誘致を進めていく。

⑦北陸自動車道・舞鶴若狭自動車道や敦賀港等の交通インフラを活用した物流分野

本地域にある敦賀インターチェンジ付近は北陸自動車道と舞鶴若狭自動車道の結節点であり、交通利便性の点において優位性を持つ地域である。舞鶴若狭自動車道は4車線化が進んでおり、整備の進展により、関西圏へのさらなるアクセスの向上が期待される。また、北陸自動車道と結節する中部縦貫自動車道は、大野市街地から岐阜県境にかけて建設が進んでおり、整備の進展により、本地域から中京圏、関東圏へのさらなるアクセスの向上が期待される。これらの整備を見越して、近年、物流施設の立地が相次いでいる。本県の運輸業の事業所数は5年前より10%近く増加している（経済センサスー活動調査（令和3年））。

また、敦賀港は本州日本海側第2位の取扱量を誇り、北海道（苫小牧）や九州（博多）、釜山と定期航路を有している。カーボンニュートラルの動きの中で、自動車を使った輸送手段より大幅にCO2排出量を削減できる船舶に注目が集まっており、敦賀港のさらなる活用が期待されると同時に、BCPの観点から、太平洋側港湾の代替港としての重要性も高まっている。県としても、敦賀港をトライアルで利用する企業や継続的に利用する企業向けなど様々な助成制度により支援を行っており、今後も高速交通ネットワークを活かした物流分野の誘致を推進していく。

（3）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ① 通信業
- ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(4) 指定の理由

① 通信業

本業種は、付加価値額の直近5年間の増加率139.41%と、全国における付加価値額の直近5年間の増加率9.72%と比べて5%以上高くなっている。また、売上(収入)金額の直近5年間の伸び率が120.2%と10%以上となっている。(経済センサスー活動調査(平成28年、令和3年))

本業種は、データ処理等に大量の電力を要する低廉な電力等の産業インフラを活用したデジタル分野であり、なかでもデータセンターは、本県が集積を目指すAIの運用・管理に必要とされ、安価な電気代などの地域特性も活かし誘致していることから、本業種を指定し、令和7年に新設した「成長産業立地促進補助金」などの施策により誘致を推進していく。(福井県長期ビジョン(令和7年3月改定))

② 電子部品・デバイス・電子回路製造業

本業種は、本県における総付加価値額のうち本業種の付加価値額の占める割合が7.32%と、全国における総付加価値額のうち本業種の付加価値額の占める割合0.98%と比べて1%以上高くなっている。また、売上(収入)金額の直近5年間の伸び率が26.5%と10%以上となっている。(経済センサスー活動調査(令和3年))

本業種は、製造に多くの電力や、洗浄に質の高い水資源を要する清廉かつ豊富な水や低廉な電力等の産業インフラを活用した成長ものづくり分野であり、なかでも半導体関連産業は、本県が集積を目指すAIやロボット等の技術に用いられ、安価な電気代などの地域特性も活かし誘致に注力していることから、本業種を指定し、令和7年に新設した「成長産業立地促進補助金」などの施策により誘致を推進していく。(福井県長期ビジョン(令和7年3月改定))

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域が持つ強みを生かし、生産性の向上やブランド力の向上を図るためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。こうした事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用することで、積極的な対応で事業コストの低減を図ることで新事業の創出を促進し、地域経済の成長・発展を後押ししていく。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設(県、小浜市、若狭町)

企業の積極的な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定する。

②地方創生関係施策の実施

(越前市)

令和４年度～令和６年度の地方創生推進交付金を活用し、北陸新幹線越前たけふ駅周辺エリアをフィールドとした官民連携による企業・人材が集う取組みを実施。

令和２年度～令和４年度の地方創生推進交付金を活用し、伝統工芸 後継者育成・産地連携プロジェクトを実施。

③企業誘致補助金

先端技術産業・研究開発施設・その他製造業・情報サービス業・物流関連産業に該当する企業の立地に係る投下固定資産に対して助成を行うとともに、特定の産業に関しては事業活動費に対しても助成を行っている。

④成長産業立地促進補助金

情報サービス業、製造業、物流関連産業、研究開発・本社機能等に該当する企業の立地に係る投下固定資産に対して助成を行っている。

(３) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

○福井オープンデータライブラリの充実

県では、国の「電子行政オープンデータ戦略」を踏まえ、公共データを利用可能な形で公開しており、行政の透明性の向上を図るとともに、公開データを利活用したビジネスが展開される基盤を整え、オープンデータによる社会・経済の活性化の促進していく。

(４) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決のための事業環境整備の提案を受けた場合においては、県成長産業立地課が窓口となり、関係部局と調整の上で適切な対応をすることとする。

(５) その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援

- ・有望なベンチャー企業の発掘やマッチングを行う人材の配置など、ふくい産業支援センターの体制を強化するとともに、研究機関等と連携して、有望ベンチャーの情報を共有するネットワークを構築し、新たなベンチャーの発掘や成長を応援する。
- ・意欲をもって成長を目指す企業「NEXTベンチャー」に特化した勉強会やミニピッチイベントの開催などにより、新たなベンチャー企業の発掘と継続した支援を行うとともに、支援機関等との接点を増やし、ベンチャー企業の裾野を拡大する。
- ・先輩経営者との交流や個別メンタリング等を通して学生・若者の起業に対する機運の醸成を図るとともに、若手起業家対象の事業発注や学生起業家への資金支援を行うなど、若者が起業に挑戦できる土壌を作る。

②人材育成・確保に向けた支援

- ・国内外の大学院、研修機関等に経営者や社員を派遣する企業に対する支援を行い、新分野への事業展開やイノベーションの創出を担う人材を育成する。
- ・副業・兼業など外部人材の活用に向け、受入れ・定着等に向けた相談体制の強化やセミナー等によるモデル事例の紹介などを通して、企業における多様な人材の活躍を促進する。
- ・海外の人材育成機関等との連携により、本県に人材を送り出す仕組みを創設するとともに本県の魅力をPRするなど、人材の送り出し国へのアプローチを強化し、高度外国人材を安定して確保できる体制を整備する。
- ・人材確保に向け、事業者の人材育成・確保を促進する支援体制を構築し、企業への情報提供や制度の整備を検討するなど、事業者の取組を支援する。

③産業用地の確保に向けた支援

- ・高速交通網の結節点近くに大規模な県営産業団地を整備し、イノベーションを創造する高付加価値企業の集積を目指す。
- ・市町と協力し、市町営産業団地や新幹線駅・高速IC周辺への企業誘致を進める。

④賃上げ促進

- ・生産性向上の取組を通じて積極的に賃上げを行う企業に対し、設備投資への助成や専門家による助言などを行い、企業の経営改善と従業員の所得向上を促進する。
- ・「賃上げ」を県の補助金の支給要件とするなど、賃上げに積極的に取組む企業を重点的に支援する。
- ・業界団体や経営者に対して賃上げの働きかけを行うとともに、全国一律の最低賃金の実現を国に要望していくなど、関係者と連携しながら県民への分配を促進する。

⑤G Xの促進支援

- ・省エネに関する相談窓口の設置や専門家の派遣等により、省エネの取組みの普及を図るとともに、先進的な取組を行う企業の認定やネットワークの構築により、脱炭素の取組みを推進する。
- ・高効率な省エネ設備等の導入に対して補助制度や融資制度等による資金面での支援を行い、県内企業の脱炭素に向けた投資を促進する。
- ・CO₂排出量の“見える化”等を学ぶ企業向けの講座を開設するとともに、省エネガイドラインの実践のための現場見学会を実施するなど、排出量削減に向けた取組みを後押しする。

⑥D Xの促進支援

- ・DXオープンラボの専門員や支援機関による相談対応、好事例集の普及を通して、社内DXの初めの一步を踏み出す企業を支援し、小さな企業でも自らの力でDX化を進めていく取組みを拡大する。
- ・プログラミングスキルの基礎を学ぶITスクールを開講し、県内ベンダー等におけるIT人材の確保を支援するとともに、業種別、経営者向けなど様々な層を対象としたDX研修を実施す

ることにより、IT人材の育成を進める。

- ・DX投資と企業経営の専門家への経営相談をセットで行うことにより、経営改革ツールとしてのDX活用を促す。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度（初年度）	令和 7 年度～	令和 10 年度 （最終年度）
【制度の整備】			
① 不動産取得税等の 減免措置の創設	運用		
② 地方創生関係施策 の実施	運用		
③ 企業立地促進補助 金	運用		
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
福井オープンデータ ライブラリの充実	運用		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談対応	運用		
【その他】			
① スタートアップへ の支援	運用		
② 人材育成・確保に 向けた支援	運用		
③ 産業用地の確保に 向けた支援	運用		
④ 賃上げ促進	運用		
⑤ G X の促進支援	運用		
⑥ D X の促進支援	運用		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、人材や設備、資金などの開発基盤を強化し、もって革新的な研究開発等を促すことが重要と考える。このため本県では、大学研究者や大企業、公設試、金融機関など産学官金が一体となって、研究開発から販路開拓までを包括的に支援する「ふくいオープンイノベーション推進機構」を平成27年6月に設立した。

個々の支援機関が行う企業支援の効果を最大限発揮させるため、こうした支援機関の連携を促進する。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①福井県工業技術センター

本県の産業振興に向けて、県内企業に対する技術指導や情報提供に関して幅広い支援事業を行っている。また、ふくいオープンイノベーション推進機構においては企業が抱える研究課題についての相談窓口の機能も併せて担っており、機構活用マネジメントを行う。

②商工会議所・商工会

地区の商工業の総合的改善を目的に、巡回に企業の事務指導、地区が抱える課題に応じた研修の実施等を行う。

③公益財団法人 ふくい産業支援センター

本県の企業に対する包括的な相談窓口となっており、新分野進出や事業の多角化等経営革新を推進する個人・中小企業に対し、企業診断、専門家派遣、新分野進出研究開発は販路開拓におけるマッチング等の総合的支援を行うっている。

④国立研究開発法人 産業技術総合研究所

令和5年5月、産総研「北陸デジタルものづくりセンター」が坂井市に開所し、工業技術センター内に設置されている同研究所「福井サイト」とともに、県内企業のニーズの掘り起こしやマッチング、全国の産総研拠点との橋渡しによって共同研究を推進し、繊維や金属加工をはじめとした県内企業によるものづくりの高付加価値化を支援している。

⑤国立大学法人 福井大学

福井大学産学官連携本部が、地域の産業界と共有できる課題の抽出と、その解決に従来の学部・学科の枠を越えて協力できる仕組みとして機能しており、大学の窓口として地域産業界の支援を行っている。

⑥公立大学法人 福井県立大学

地域との連携を進めるための全学的組織として福井県立大学地域連携本部を開設し、地域企業等からの相談対応を行っている。また、連携本部の開設に合わせて、福井銀行と「産学連携の協力推進に係る協定」を締結。連携本部内に福井銀行 地域創生チームのメンバーを「学外コーディネーター」として参画させ、教職員と連携して大学の研究シーズと企業ニーズとのマッチングを進めている。

⑦学校法人金井学園 福井工業大学

福井工業大学地域連携研究推進センターにおいて、企業や公的機関との技術提携を進めており、

委託研究・試験研究、共同研究、技術移転の推進などの支援を行っている。

⑧独立行政法人国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校

福井工業高等専門学校地域連携テクノセンターにおいて、地域企業との共同研究や技術相談による企業支援を行っている。また、起業家育成と事業創出の支援にも取り組んでいる。

⑨公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

農林水産業の発展及び環境の保全に寄与することを目的として、新規就農者への支援、農地中間管理事業、農林水産に関する研修及び教育等、農林水産業の担い手の確保及び育成を行う。

⑩公益社団法人 福井県観光連盟

福井県の観光事業の健全な振興を図り、もって、観光客の誘致及び産業経済の発展に寄与することを目的として、県内へ送客する国内外の旅行事業者への助成や地域の魅力のPR活動を行う。

⑪公益財団法人 若狭湾エネルギー研究センター

エネルギー及び原子力に関連する科学技術並びにこれらを支える人材等を活用し、加速器の医学・工業・農林水産分野への利用やエネルギー有効利用に関する研究開発、人材育成支援を行う。

⑫株式会社福井銀行、株式会社福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫

商工会議所や外部専門家と連携し企業からの相談を受け付けるとともに、県と連携した投資ファンドを運用し、企業の財政支援を併せて行う。

⑬県内金融機関（⑫を含む。）

県内の中小企業に対し、県が設定した制度内容に基づき、低利・長期の融資を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

県においては、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築などのため、福井県環境基本条例を制定するなどして積極的に環境の保全、自然の保護などに努めている。

特に、本地域は、多数の海水浴場を擁した美しい海岸線や緑豊かな山々など自然に恵まれた地域であることから、円滑な企業立地の推進と地域住民の生活との調和のとれた共存を図っていくことが重要である。

このため、本計画の実施に当たっては、住民の理解を得ることを最優先に考え、市町が企業と住民との仲介役になり、公害防止協定や住民の意見を聴取するなど環境保全、生活保全の調整を進める。

また、地域の環境を保全するため、企業に対して大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境法令の遵守を指導するとともに、環境への負荷を抑えるため、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を働

きかける他、国定公園等の環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、事前に情報提供を行う等自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全

県では、平成 16 年に「福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」を制定し、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることとしている。

このため、企業立地による地域産業集積の促進に当たっては、

①防犯に配慮した施設の整備・管理

- ・事業所付近において地域住民が犯罪被害に遭わないようにするため、照明装置などの施設整備
- ・道路、公園、工場等における植栽の適切な配置および剪定による見通しの確保
- ・公共空間や空き地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないための管理の徹底
- ・交通事故や犯罪を防止するため、交通安全施設の整備および夜間において人の行動が視認できる程度の照度の確保

②従業員等に対する防犯指導

- ・従業員に対する遵法意識の浸透および従業員、顧客等が犯罪被害に遭わないための防犯指導等の徹底
- ・外国人従業員に対する日本の法制度の指導の徹底
- ・外国人を雇用しようとする際の不法就労の防止と人事管理の徹底

③地域における防犯活動への協力

- ・事業活動に関し自主防犯活動を積極的に行うとともに、地域住民等が行う自主防犯活動への協力
- ・企業立地等を通じた地域の産業集積に伴い、犯罪および事故防止ならびに地域の安全と平穏の確保に配慮

④連絡体制の整備

- ・犯罪や事故発生時における関係機関への連絡体制の整備と捜査への協力など、所轄警察署や交通安全推進団体等と連携を取り地域の安全確保に配慮などを推進する。

（３）PDCA体制の整備等

毎年度終了時に地域経済牽引事業計画の実績を取りまとめ、K P I の進捗状況を把握するとともに、基本計画の終了年度には効果の検証と対象事業の見直しを行う。

また、県内産業を取り巻く環境が大きく変化する等、本計画のあり方に関わる事象が発生した場合においては、上記時期に関わらず、十分な検証を行った上で計画の見直しを検討することとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

重点促進区域の区域内においては、重点促進区域 4 に土地利用調整が必要な区域が含まれるため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要

がある。

また、重点促進区域 1～3 及び 5～8 には土地利用調整が必要な区域が含まれていない。
地番は別紙 3 のとおり。

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 4】

越前たけふ駅周辺においては、武生インターチェンジに接続する主要地方道武生インター線が南北に通っているほか、区域の西に本県を縦断する国道 8 号が南北に通っている。区域の中央部には、国道 8 号と主要地方道武生インター線を結ぶ一般県道越前たけふ駅線が東西に通っている。また、区域の大部分では上下水道が整備されており、新たに大規模な公共施設の整備を行う必要はない。

(他計画との調和等)

【重点促進区域 4】

本区域は丹南都市計画区域に指定されており、丹南都市計画区域マスタープランにおいては、「都市計画区域を超えた圏域での一体的な都市づくりを意識しつつ、都市基盤施設の整備・維持を適切に行い、県内の地域間の連携を促進し、県域だけでなく更に広域的な圏域での活発な交流を促進する北陸新幹線の整備によるインパクトをまちづくりに生かしていかなければならない」としている。

また、越前市都市計画マスタープランにおいては、越前たけふ駅周辺について、広域交通の結節点としての高い交通利便性を活かし、丹南地域の玄関口としてふさわしい、質の高いサービスが得られる広域高次都市機能の誘導を図るとされている。

越前市農業振興地域整備計画においては、本区域を含む東部地区の用途区分の構想として「田として既に水利条件が完備されており、その殆どが団地性 100 h a 以上、傾斜度 1/100 内外で構成され今後の大型機械化に対応する条件を備えていることから、田としての利用を進める」と記載されている。

しかしながら、土地利用の方向として「本市の産業活性化プランに基づき企業誘致を推進することにより製造業及びサービス業の発展が見込まれることから、工場用地の拡張など一部、農地での需要は避けられないと考える。」「本市では令和元年末の農用地区域内の農地面積 3,417 h a を令和 12 年までに、農用地区域からの除外面積 23.3 h a と想定し、また、北陸新幹線関連事業等で、83.1 h a の減少を見込み合計 106.4 h a が減少すると予想され、農用地区域内農地面積を 3,310.8 h a を確保するものとする。」としている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

今般、当該区域は交通結節点の特徴を生かし、国内外から企業・人材が集う、研究開発施設等の高次機能の集積を目指すための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。また、促進区域内の既存の工業団地や遊休地等について、越前市においてその把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め(1)において把握された工場適地、業務用地

を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて設定することとする。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町が土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整は、地域の実情を踏まえ、以下の方針により行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

越前市においては、工業系用途地域の空き区画は少なく、用地が点在しているが、こちらの活用を優先する。

土地利用を行う際の基本的な事項として、施設用地については、地方公共団体が大規模な工業団地を先行して造成するのではなく、具体的な立地ニーズや事業の確実性を踏まえた後に調整を行うこととする。

やむを得ず農振農用地区域内での開発を行う場合は、「福井県農業振興地域整備基本方針」および「福井県農業振興地域制度事務処理要領」、「福井県農業振興地域整備計画の変更に係る同意基準（平成24年3月29日農振第980号課長通知）」の除外要件」に合致するものであることとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化に支障が生じるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じることがないようにする。

また、優良農地を確保する観点から、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地区域の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる恐れがある場合は、開発は認めないとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。特に、土地改良事業等の受益地や農振農用地区域内の相当部分を開発するものなど、地域の農業振興に支障をおよぼす恐れがある開発は行わないこととする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、8年末経過の圃場整備事業はなく、今後、圃場整備事業等の面的整備の実施は予定されていないが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、現状、農地中間管理機構関連事業の実施予定は確認されていない。今後、当該事業の対象農地になった場合、農地中間管理機構の中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

10 計画期間

同意日から令和10年度末までとする。

なお、「福井県嶺北地域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

別紙1 促進区域



別紙 2

○法第十一条第一項に定める工場立地特例対象区域

市町名	区域
越前市	(今立工業団地) 粟田部町61-13-1, 61-13-4～61-13-9, 62-15-1, 62-15-5, 63-10～63-15, 78-1～78-10, 79-1-1, 79-1-5～79-1-8, 81-1-1, 81-2, 81-5-2, 81-5-3, 81-6, 81-7, 81-8-1, 81-8-2, 81-9, 81-10-1, 81-10-2, 81-11-6, 81-12-7, 81-13-8 (北日野工業団地) 岩内町21-5-11～21-5-17, 21-10-5, 21-14-5, 21-14-6, 23-1-1～23-1-3, 23-1-5～23-1-9, 23-1-11, 23-4-1, 23-4-7, 23-5-2, 23-18-2, 23-31-2, 23-31-4, 23-32-3, 23-33-3, 23-34-1～23-34-3, 23-35, 23-37, 24-1-1, 24-1-3, 24-1-4, 24-1-6, 24-2-1～24-2-6, 24-4-4, 24-5-5, 24-5-6, 24-6-3, 24-8-4, 24-9-1, 24-10-3, 24-11-3, 24-11-6, 29-1-1, 29-1-4～29-1-9, 29-1-11, 29-3-2, 29-3-4, 29-3-5, 29-4-1, 29-4-2, 29-4-6, 30-2-3, 30-2-10, 30-2-12～30-2-22, 30-2-27～30-2-35, 30-2-37～30-2-55, 30-5-8, 30-7, 30-15-5, 30-32 平林町25-1-1～25-1-3, 25-1-5, 25-1-7～25-1-11, 25-1-15, 25-1-16, 25-1-18～25-1-24, 25-5-7, 25-5-9, 25-6-3 大手町8-1-8, 8-1-10～8-1-12, 8-1-14, 8-1-17, 8-1-19, 8-1-20, 8-1-25, 8-1-26 庄田町31-1-2～31-1-4, 31-2, 31-3, 31-6-8, 31-6-10 (王子保工業団地) 今宿町8-1-1, 8-1-5, 8-1-6, 8-1-8, 8-15, 8-16-2, 9-1-1, 9-1-5, 10-1-1, 10-1-6～10-1-8, 17-2-2, 17-2-5, 18-1-1, 18-1-3, 19-1-1, 19-1-3, 20-1-1, 20-1-3, 21-3-2, 21-3-5, 21-3-7, 22-8-2, 22-8-6, 27-3-2, 27-3-7～27-3-9, 28-1-2, 28-8-4, 29-1, 30-1-1, 31-1-1, 32-1-1, 33-1-1, 34-1-1, 34-1-2, 34-1-7, 35-3-2, 35-6-3 大塩町1-9-4, 1-9-5, 3-6-3 四郎丸町19-4-2, 19-12-6, 21-1-1, 21-2-1, 21-4-1, 21-4-7, 21-4-8, 21-8-1～21-8-4, 21-11-1, 21-12, 21-13-1～21-13-4, 22-1-1, 22-1-5～22-1-7, 23-8-2, 23-9-2, 23-9-3, 23-12-2, 23-19-1 (大虫工業団地) 岡本町11-1, 11-13-2, 11-14-2, 12-1-1, 12-2-1, 12-3-1, 12-6-1, 12-6-2, 12-7～12-9, 12-10-1, 12-11-1, 12-11-2, 12-12, 12-13-1, 12-13-2, 12-14, 12-15, 12-16-1, 12-17-3, 12-18-1, 12-21, 13-1-1, 13-1-2, 13-57-3, 13-59-2, 13-59-3, 14-3-1, 14-3-2, 14-4～14-11, 14-12-1, 14-12-2, 14-15, 14-16, 14-17-1, 14-17-2, 14-18-1, 14-20, 14-25-1～14-25-5, 14-26, 14-27-1, 14-27-2, 14-31-1, 14-32,

	14-33, 14-34-1, 14-35 大虫町 2-1-1, 2-2-1, 2-3-2, 2-4-1, 2-4-2, 2-4-4, 2-4-5, 2-5, 2-6, 2-7-1, 2-8-1, 2-9, 2-10, 2-11-1, 2-21-2, 2-22, 2-23-1, 2-23-2, 2-24, 2-25-1, 2-26-2, 2-31-1, 2-32-1, 2-33-1, 2-37-2, 2-37-4, 2-38-3, 2-39, 2-40, 3-1-1, 3-2-1, 3-2-3, 3-5-3, 3-9-1, 3-9-3, 3-17, 3-18-1, 3-19-1, 3-21-1, 3-21-2, 3-22, 3-23, 3-24-1, 3-24-2, 3-25-2, 3-32-1, 3-32-2, 3-33-1, 3-44, 3-46, 3-47, 4-5-1, 4-5-2, 4-15-1～4-15-4, 4-16～4-18, 5-2-3, 5-3-7, 5-10, 7-2-5, 7-15-1 大虫本町 14-10-1, 15-1-1, 15-1-7, 15-1-8, 15-7, 15-8, 16-1-1, 16-1-7, 16-1-8, 16-3-1～16-3-3, 16-3-8～16-3-13, 16-4-1, 16-7-2, 16-8-2, 16-8-3, 17-5-2, 17-6-1, 17-6-2, 17-7-1, 17-7-2, 17-8-1, 17-8-2, 17-9-1, 17-9-2, 17-10-1, 17-10-2, 17-11-1, 17-11-2, 17-12-1, 17-13, 17-14-1, 17-14-2, 17-15-1, 19-1-1, 19-1-2, 19-2-1, 19-2-2, 19-3, 19-4-1, 19-4-2, 19-5-1, 19-5-2, 19-6, 19-8-1, 19-8-2, 19-9, 19-10-1, 19-10-2, 19-11-1, 19-11-2, 19-11-8, 19-11-9, 19-13-1, 19-13-2, 19-13-4, 19-13-5, 19-14-1, 20-1-1, 20-1-4, 20-1-5, 20-2-1, 20-3, 20-4-1, 20-4-2, 20-5 (池ノ上工業団地) 池ノ上町 3-4～3-6, 13-1～13-7, 14-1～14-7, 15-1～15-7, 16-1～16-9, 17-1-1～17-1-3, 17-7-5～17-7-7, 18-1～18-7, 19-2～19-7, 33-1～33-7, 36-1-1, 36-1-2, 36-6-1, 36-6-2, 36-7, 36-8, 36-9-1, 37-1-1～37-1-3, 37-6-1～37-6-3, 37-7, 37-8, 37-9-1, 38-1-2, 38-1-9～38-1-11, 39-1-1, 39-1-3, 41-1, 42-1-1, 42-1-2, 43-1-1, 43-1-3, 44-1-1, 44-1-3, 44-1-6, 45-1-1～45-1-9, 45-1-11～45-1-13, 46-1-1～46-1-10, 46-1-13, 46-1-14, 46-1-17, 47-1, 47-8-4, 48-6-1, 48-6-2, 48-8-2, 48-8-4, 48-8-5, 49-1-1～49-1-12, 49-1-15～49-1-25, 49-1-28～49-1-37, 50-1-1, 50-1-6, 50-1-7, 50-8-1, 50-11-1, 50-13-1, 50-14-2, 51-1-1, 51-1-3, 52-1, 53-8-4, 53-16, 53-2-1, 55-1-2, 57-3-1～57-3-3, 57-3-6, 57-4-1, 57-4-5, 57-4-6, 57-22-2, 57-22-5, 90-6, 90-7-1, 90-8-1, 90-10-4, 91-9-5, 91-9-8, 91-9-9, 91-9-12, 91-9-14, 91-9-15, 91-10-1, 91-10-4, 91-11-1, 91-11-2, 91-11-6, 91-12-1, 91-12-4, 91-12-6, 92-1-1, 92-1-2, 92-1-7, 92-1-8, 92-1-10, 92-1-17, 92-1-21, 92-1-23～92-1-25, 92-5-3, 92-5-5～92-5-13, 92-5-16～92-5-18, 93-1-3～93-1-11, 93-1-14～93-1-23, 93-5-2～93-5-4, 93-7-3～93-7-5, 93-14-1～93-14-5, 93-14-7, 93-14-8, 93-48, 93-49-1, 93-49-2, 93-50, 93-51, 93-59-1, 93-59-3～93-59-5, 93-60-4～93-60-7, 93-61-3, 93-61-4, 93-65, 94-3-3, 94-3-8～93-3-10 白崎町 73-1-1, 73-1-3, 73-2-2, 73-3-1～73-3-4, 73-5-2, 73-5-5 妙法寺町 57-30-3 向陽町 188-2
--	--

(味真野工業団地)

宮谷町19-4-2, 19-4-3, 19-5-1, 19-6～19-18, 19-19-1, 19-20, 24-41, 24-42-1～24-42-3, 24-43, 25-1-1, 25-2, 25-17-1, 25-17-2, 25-17-5～25-17-8, 25-18-1, 25-21～25-40

上真柄町32-13-2, 32-14-1, 32-15-2, 32-17-1, 32-18～32-24, 32-25-1, 32-26～32-29, 32-31, 33-4-2, 33-5-1, 33-6～33-8, 34-1-1, 34-1-6～34-1-10, 34-1-13, 34-1-14, 34-9-2, 34-9-3, 34-13～34-15, 35-27-2, 38-21-2, 38-22-2, 38-22-5, 38-22-6, 38-23-1～38-23-5, 38-25, 38-26, 38-28～38-30, 39-1-2, 39-1-3, 39-2-2, 39-2-4, 39-3-3, 39-4-1, 39-5-1, 39-5-5, 39-5-6, 39-6, 39-15, 40-1-1, 40-2-1, 40-3～40-5, 40-6-1, 40-7, 40-9-1, 41-1-1, 41-1-3, 41-2, 41-3, 41-26-1～41-26-2, 42-1～42-3, 42-8-2, 42-10-3, 42-15-4, 42-17-3, 42-18-3, 42-18-4, 43-1-1～43-1-4, 43-2-1, 43-2-2, 43-3-1, 43-3-2, 43-4-1, 43-4-2, 43-5-1, 43-5-2, 43-6-1, 43-6-2, 43-7, 43-8-2, 43-9-2, 43-10～43-12, 43-13-1～43-13-3, 43-14, 43-15-1, 43-15-2, 43-16-1～43-16-3, 43-17-1, 43-17-2, 43-20, 43-21, 43-22-1, 43-22-2, 43-23-2, 43-24, 43-25, 43-26-2, 43-28～43-30

北小山町46-10-1～46-10-10, 46-11-1～46-11-7, 46-12-1～46-12-4, 46-13-6～46-13-10, 46-16-5, 46-16-6, 47-1-1, 47-1-3, 47-1-4, 47-2-6～47-2-9, 47-3-5, 47-3-6, 47-4-3, 47-4-4, 47-5, 47-6, 48-3-1, 48-3-4, 48-3-5, 48-4-1, 48-4-3, 48-4-4, 48-5-4, 48-5-5, 48-6-3, 48-8, 48-12-4, 48-12-5, 48-13-4, 48-13-5, 48-14-3, 48-14-4, 48-19-4, 48-21-3, 49-1-2, 49-2-2, 49-3-2, 49-3-4, 49-3-5, 49-4-4～49-4-7

(信越化学工業一帯)

府中3丁目2-1-2, 2-1-8, 2-5-2～2-5-4, 2-5-8, 2-5-9, 2-6, 7-5-2, 8-14-2, 8-19-1, 8-21-2

北府1丁目28-20-1, 28-35-1, 31-14-1, 31-14-10, 34-1-1, 35-1-2, 36-1-2～36-1-6, 36-1-8, 36-2-5, 37-1-7, 37-19-2, 37-19-12, 37-35-2, 101-6-2, 101-6-4, 102-8-1, 102-38-2, 102-39-6, 102-55, 122-1-1, 123-1-3

北府2丁目2-23-1, 2-25-2, 15-2-2, 15-3-2, 15-4～15-6, 15-7-1, 15-8-2, 15-9-4, 15-9-6, 15-13-2, 15-14-2, 15-15-2, 15-16-2, 15-17-2, 15-18, 16-4-6～16-4-8, 16-5-2, 16-5-5, 16-7-3, 16-7-5, 16-9-1, 16-10-1, 16-10-2, 16-11, 16-12-1, 16-12-2, 16-13-1, 16-13-2, 16-13-4, 16-14-3, 16-20-1, 16-20-3, 16-21, 16-23-1～16-23-4, 16-24-2, 16-25-2, 16-26-2, 16-29-1, 16-30-2, 16-30-3, 16-31-1, 16-31-2, 16-32, 17-1-1, 17-1-2, 17-2-1, 17-4-1, 17-5～17-7, 17-8-1, 17-9-1, 17-10, 17-11-2, 17-16-2, 17-19～17-21, 18-2-1, 18-3-1, 18-3-4, 18-4-1, 18-4-2, 19-5-1, 18-6-1, 18-7-1, 18-8-1, 18-9-1, 18-9-2, 18-10, 18-11-2, 18-21-2, 19-2-1～19-2-4, 19-3-1, 19-28-1, 19-28-2, 20-1-1, 20-2-1, 20-2-2, 20-3-1, 20-3-2, 20-4-1, 20-4-2, 20-5～20-12, 20-13-1, 20-13-2, 20-14-1～20-14-4, 20-15-1～20-15-7, 20-16, 20-17, 20-18-1, 20-18-2, 20-19～20-22, 21-1～21-4, 21-6, 21-8, 21-9, 21-12, 21-16-2, 21-23～21-25, 21-27-1～21-27-3, 21-28～21-34, 21-38, 21-42-1,

21-42-2, 21-44-1, 22-1, 22-3, 22-5, 22-7, 22-9, 22-10, 22-11-2, 22-16, 22-22, 22-28, 22-30, 22-34 ~22-37, 22-42, 23-1-1, 23-8, 23-12, 23-13, 23-14-1, 23-20, 24-4-3, 24-30, 25-62-1, 25-66-1, 26-1-1, 26-2-1, 26-8, 26-12, 26-14-1, 26-14-2, 26-17, 26-18, 26-26-1, 26-26-15, 26-26-41, 26-26-42, 26-30-2, 26-31-2, 26-33, 27-1~27-3, 27-12, 27-13, 27-25-2, 27-36, 27-38~27-40, 27-42, 27-74, 28-1, 28-5, 28-9, 28-18-2, 28-26-1, 28-29, 28-30, 29-1, 29-6, 29-8, 29-11, 29-14-4, 29-23, 29-24-1, 29-24-2, 29-28, 30-1, 30-8-5, 31-1, 31-6-1, 31-6-2, 31-12, 31-13-6, 32-1-1~ 32-1-4, 32-2, 32-1~32-3, 32-4, 32-5-1~32-5-5, 32-6-1, 32-6-2, 32-7-1~32-7-3, 32-8, 32-9, 32-10-1, 32-10-2, 32-11, 32-12-1, 32-12-2, 32-13, 32-14-1, 32-14-2, 32-15~32-18, 32-19-1, 32-19-2, 32-20-1, 32-20-2, 32-21, 32-22. , 32-23-1, 32-23-2, 32-24, 32-25-1, 32-25-2, 32-26, 32-27-1, 32-27-2, 32-28-1~32-28-3, 32-29-1, 32-29-2, 32-30-1, 32-30-2, 32-31-1, 32-31-2, 32-32-1, 32-32-2, 32-33~32-39, 33-5-2, 33-5-3, 33-6-2~33-6-6, 33-7, 33-10-2, 33-10-3, 33-11 ~33-14, 33-17, 34-22-2, 34-22-4, 34-22-5, 34-24-2, 34-24-3, 34-25-1, 34-25-3, 34-26-1, 34-27-2 , 34-27-3, 34-41-2, 34-60, 36-15-2, 36-24, 111-10-1, 111-13-1, 111-14-1, 113-1 ~113-8, 114-3-1, 114-6-1, 203-1-1, 203-3-1, 203-5, 203-19-1, 203-19-3, 203-22-5, 203-39, 203-41, 203-43, 203-44, 203-52-1, 203-52-2, 203-53, 203-58, 203-60, 203-61, 203-65, 203-70, 203-72~203-75, 204-1-2, 205-1-1, 205-1-4, 205-9-1, 205-9-3, 205-10-1, 205-17-1, 205-17-2, 205-21, 205-24, 205-33-1, 205-43 (越前たけふ駅周辺) 庄町 40-1-1, 40-1-3, 40-2-1, 40-2-3, 40-3-1, 40-3-2, 40-5-1, 40-5-4, 40-5-5, 40-6, 40-7-1, 40-7-2, 40-8-2, 40-9, 40-10, 40-11-1, 40-11-2, 40-12-1, 40-12-2, 41-1-2, 41-1-4, 41-1-5, 41-2-3~41-2-5, 41-3-2~41-3-4, 41-4-4~41-4-7, 41-5-1, 41-5-4, 41-6-1, 41-6-3, 41-7-1, 41-7-3, 41-9~41-15, 42-2-3, 42-3-5~42-3-7, 42-4-5~42-4-8, 42-5-3, 42-5-4, 42-6-3, 42-6-4, 42-8, 42-10, 42-11, 42-12-1, 42-12-2, 42-14~42-17, 43-1-4, 43-1-5, 43-2-1, 43-3-3, 43-4-1, 43-4-3, 43-9~43-13 庄田町 1-4-3, 1-5-1~1-5-3, 1-6-4, 1-6-6, 1-6-8, 1-7-1, 1-7-7, 1-7-10, 1-8, 1-9-1, 1-9-3, 1-9-4, 1-9-6, 1-10-1, 1-10-2, 1-11-1, 1-11-2, 1-12-1, 1-12-2, 1-13-1, 1-14-1, 1-15-1, 1-17-1, 1-17-4, 1-18-1, 1-18-2, 1-18-4, 1-19-1, 4-1-1, 4-2-1, 4-3-1, 4-4-1, 5-1-1, 5-2-1, 5-3-1, 5-4-1, 5-5-1, 5-5-3, 5-5-4, 5-6-1, 5-7-5, 5-8-1~5-8-4, 5-9-1, 5-9-2, 5-10-1~5-10-12, 5-11, 5-12-1, 5-12-2, 5-13~5-16, 5-19~5-22 岩内町 1-1-1, 1-1-2, 1-2-1~1-2-3, 1-3, 1-4-1, 1-4-2, 1-5, 1-6, 1-7-1, 1-7-2, 1-8~1-10, 2-1-1, 2-1-2, 2-1-5, 2-1-6, 2-2-1. 2-2-2, 2-2-5, 2-3-1, 2-3-2, 2-4-1, 2-4-2, 2-5-1~2-5-3, 2-6~2-8, 2-9-1, 2-9-8, 2-10-1, 2-11, 2-12, 2-14~2-18, 3-1-1, 3-1-2, 3-2-1, 3-2-2, 3-2-4, 3-2-5, 3-3-1~3-3-3, 3-3-5, 3-4-1, 3-4-2, 3-5-1, 3-5-2, 3-6~3-12, 4-1, 4-2, 4-3-1, 4-3-2, 4-4, 4-5-1, 4-5-2, 4-6-1~4-6-3, 4-7-1, 4-7-2, 4-8, 4-9-1, 4-9-2, 4-10~4-14, 5-1, 5-2-1, 5-2-2, 5-3~5-5, 5-6-1, 5-6-2, 5-7-1~5-7-5, 5-8, 5-9-1~5-9-3, 5-10~5-13, 6-1~6-3, 6-4-1~6-4-3, 6-5, 6-6, 6-7-1, 6-7-2, 6-8-1~6-8-4, 6-9-1~6-9-3, 6-10~6-15, 8-1~8-4, 8-5-1~8-5-4, 8-5-6,

8-6-1～8-6-6, 8-7, 8-8-1～8-8-5, 8-9～8-12, 8-13-1, 8-13-2, 8-14-2, 8-15-3, 8-16-2, 8-19-2, 8-20-2, 8-21-1, 8-22-3, 8-23-5, 8-23-7, 8-23-9, 8-24-2, 8-25-1, 10-47-1, 10-54-1～10-54-3, 10-58-1, 10-59, 10-60-1, 10-60-2, 10-70-1, 10-71-1, 10-73, 10-75-1, 10-77-1, 10-79-1, 10-80-1, 10-82-1, 10-83, 10-86-1, 10-86-2, 10-87-1, 10-87-2, 10-89-1, 10-93-1, 10-93-2, 10-97-1, 10-98-1, 10-99-1 大屋町 1-1-2～1-1-5, 1-2-3, 1-3～1-5, 2-1-1, 2-1-3～2-1-5, 2-2, 2-3, 2-4-1, 2-4-9, 2-4-10, 2-5-1, 2-5-4, 2-5-5, 2-6～2-8, 2-13-2, 2-14-2, 2-15-3, 2-16-3, 2-17-3, 2-17-6, 2-18-3, 2-19-4, 2-19-5, 2-20-4, 2-20-5, 2-20-7, 2-21-2, 2-26-3, 3-1-1, 3-1-3, 3-2-1, 3-2-3, 3-3-1～3-3-4, 3-4-1～3-4-3, 3-5-1, 3-5-3, 3-5-4, 3-6-1, 3-6-3, 3-8, 3-17-3, 3-19-5, 3-19-6, 3-28-2, 3-29-2, 5-1, 5-2, 5-3-1, 5-3-4, 5-4-1, 5-4-2, 5-5, 5-6-1, 5-6-2, 5-7-1, 5-8-1, 5-9-1, 5-9-8, 5-10-1, 5-10-2, 5-11, 5-12, 6-1, 6-2-1, 6-2-3, 6-3-1, 6-3-2, 6-4-1, 6-4-2, 6-5-1, 6-5-2, 6-6-1, 6-6-2, 6-7～6-9, 6-10-1～6-10-4, 6-11-1～6-11-4, 6-12-2, 6-13～6-15, 10-1-1, 10-2-1, 10-2-2, 10-3-1, 10-3-6, 10-4-1, 10-4-3, 10-5-1, 10-5-2, 10-6-1～10-6-3, 10-7, 10-8-1～10-8-5, 10-9～10-11, 10-13, 10-15, 11-1-1～11-1-3, 11-2-1, 11-2-2, 11-3～11-5, 11-6-1, 11-6-2, 11-7～11-9, 11-10-1～11-10-4, 11-11～11-13, 12-1-1～12-1-7, 12-2-1～12-2-3, 12-3-1, 12-3-2, 12-4-1～12-4-3, 12-5, 12-6-1, 12-6-2, 12-7-1～12-7-5, 12-7-10, 12-8～12-11, 13-26-3, 13-31-2, 13-32-2, 13-33-2, 13-34-4, 13-34-6, 14-4, 14-5, 15-1, 15-2, 15-6, 15-10-1, 15-10-2, 15-11, 16-5-3, 16-7, 16-8-2, 16-9-1, 16-11-3, 16-12-1, 16-13-2, 16-14-3, 16-19-1, 17-1-1, 17-1-2, 17-2-1～17-2-3, 17-3, 17-4, 17-5-1～17-5-4, 17-6-1～17-6-3, 17-7～17-15, 18-1-1～18-1-4, 18-2, 18-3, 18-4-1, 18-4-2, 18-5-1, 18-5-2, 18-6-1, 18-6-2, 18-7～18-9, 18-10-1～18-10-3, 18-11～18-13, 19-1-1, 19-1-5, 19-2-1, 19-2-4, 19-2-5, 19-3-1, 19-3-2, 19-4, 19-5-1, 19-6, 19-7, 19-8-1, 19-8-2, 19-9, 19-10-1, 19-10-2, 19-12, 19-13, 19-15, 19-36-2, 29-1-1, 29-1-3, 29-1-4, 29-2-1～29-2-3, 29-3-1, 29-3-4, 29-4-1, 29-5～29-8, 29-9-1, 29-10-1, 29-11, 29-13, 29-14, 30-1, 30-2-1～30-2-3, 30-3, 30-4-1～30-4-3, 30-5-1, 30-5-2, 30-6, 30-7-1, 30-7-2, 30-8-1～30-8-6, 30-9-1, 30-9-2, 30-10-1～30-10-4, 30-11～30-13, 31-1-1～31-1-3, 31-2-1, 31-2-2, 31-3-1～31-3-3, 31-4-1, 31-5～31-10, 32-10-2, 36-1～36-3, 37-1-1, 37-1-2, 37-2-1～37-2-5, 37-3-1～37-3-3, 37-4-1, 37-4-2, 37-5～37-10, 37-17-3, 37-18-2, 37-20-2, 37-21, 38-1-1, 38-1-2, 38-2, 38-3, 38-4-1, 38-4-2, 38-5-1～38-5-4, 38-6-1～38-6-3, 38-7-1～38-7-3, 38-8-1～38-8-8, 38-9-1～38-9-5, 38-10-1, 38-10-2, 38-11-1, 38-11-2, 38-12～38-18, 39-1-1～39-1-6, 39-2-1～39-2-3, 39-3-1～39-3-3, 39-4-1～39-4-5, 39-5-1, 39-5-3, 39-5-4, 39-6-1, 39-6-3, 39-7-1, 39-7-3, 39-7-4, 39-8-1, 39-8-2, 39-9-1, 39-9-2, 39-10-1～39-10-8, 39-11～39-14, 40-1-1, 40-1-3, 40-1-4, 40-2-1～40-2-4, 40-3-1～40-3-4, 40-4-1～40-4-3, 40-5-1～40-5-3, 40-6-1～40-6-3, 40-7-1～40-7-3, 40-8-1～40-8-4, 40-9-1～40-9-4, 40-10-1, 40-10-3～40-10-7, 40-12-1～40-12-4, 40-13, 40-15, 41-1-1, 41-2-1, 41-2-2, 41-3-1, 41-3-2, 41-4, 41-5-1～41-5-4, 41-6, 41-7, 41-8-1, 41-8-2, 41-9, 41-10-1, 41-10-2, 41-11, 41-13, 41-14, 41-17-2, 41-17-3, 42-1-1, 42-1-5, 42-2-1～42-2-3, 42-3-1, 42-3-4, 42-5-1, 42-6, 42-7-1, 42-7-2, 42-8-1, 42-8-2, 42-9-1, 42-9-2, 42-9-5, 42-9-6, 42-10, 42-11, 42-13, 42-14, 42-16, 51-1-1, 51-1-3, 51-2-1～51-2-4, 51-3-1～51-3-5, 51-4, 51-5-1, 51-5-2, 51-6,
--

	51-7-1, 51-7-2, 51-8, 51-9-1, 51-9-2, 51-10-1, 51-10-2, 51-11, 51-13, 51-14, 51-16, 52-1-1, 52-1-12, 52-2-1～52-2-3, 52-3-1, 52-3-2, 52-5, 52-6, 52-8 葛岡町 4-13-2～4-13-4, 4-14-1, 4-14-2, 4-15-1, 4-15-2, 4-16-1, 4-16-2, 5-20-1, 5-21-1, 5-22-1, 8-1-1, 8-1-3, 8-2-1, 8-2-3, 8-3-1, 8-3-2, 8-3-4, 8-4-1, 8-4-2, 8-4-4～8-4-7, 8-5-1～8-5-3, 8-6-1, 8-7-1, 8-7-2, 8-8-1, 8-9-1, 8-9-2, 8-10-1, 8-11-1, 8-12-1, 8-12-2, 8-12-4, 8-13-1, 8-14-1, 8-15-1, 8-16-1, 8-17-1, 8-18-1, 8-19-1, 9-1, 9-2-1, 9-2-2, 9-3～9-10, 10-1～10-5, 10-6-1, 10-6-2, 10-7-1, 10-7-3, 10-8-1, 10-9-1, 10-10-1～10-10-4, 10-11-1～10-11-4, 10-12-1, 10-12-2, 10-12-5, 10-13-1, 10-13-2, 10-14-1, 10-14-2, 10-14-4, 10-15-1～10-15-3, 10-15-5, 10-16-1, 10-16-3, 10-16-5, 11-1-1, 11-2-1, 11-3-1, 11-3-3, 11-4-1, 11-5-1, 11-6-1, 11-7-1, 11-8-1, 13-1-1, 13-1-2, 13-2～13-4, 13-5-1～13-5-4, 13-6-1～13-6-3, 13-7-1, 13-7-2, 13-8-1～13-8-6, 13-9-2, 13-9-3, 13-10-2, 13-10-4, 14-1, 14-2-1, 14-2-2, 14-3-1, 14-3-2, 14-3-4, 14-4-1, 14-4-2, 14-5-1, 14-5-2, 14-6-1, 14-6-2, 14-7-1, 14-7-2, 14-8-1, 14-8-2, 14-9～14-11, 14-12-1, 14-12-2, 14-13-1, 14-13-2, 15-1-1, 15-2-1, 15-3, 15-4-1, 15-5-1, 15-6-1, 15-7-1, 15-8-1～15-8-4, 15-9-1, 15-9-2
おおい町	(おおい町しごとみらい産業団地) 石山27-28-3～27-28-7, 28-31-3

別紙 3

○法第四条第二項第四号に定める重点促進区域における農地及び市街化調整区域

市 町 名	区 域
重 点 促 進 区 域 4	(農地) ○越前市 庄町 40-2-1, 40-2-3, 41-6-1, 41-10～41-14, 42-11-1, 42-12-1 庄田町 1-2-4, 1-4-2, 1-5-1～1-5-3, 1-6-1, 1-7-1, 1-7-9, 1-8, 1-9-1, 1-9-3, 1-9-4, 1-9-6～1-9-10, 1-1-10-6, 1-10-7, 1-12-2, 1-12-3, 1-13-1, 1-19-4, 1-27-3, 4-1-1, 4-2-1, 4-2-2, 4-3-1, 5-1-1, 5-2-1, 5-3-1, 5-4-1, 5-5-1, 5-8-1～5-8-4, 5-9-1, 5-9-2, 5-10-1～5-10-3, 5-10-5～5-10-8, 5-11, 5-12-1, 5-12-2, 5-13 岩内町 1-1-1, 1-1-2, 1-2-1～1-2-3, 1-3, 1-4-1, 1-5, 1-6, 1-7-1, 1-7-2, 2-1-1, 2-1-6, 2-2-1, 2-2-2, 2-2-5, 2-3-1, 2-3-2, 2-4-1, 2-5-1～2-5-3, 2-6～2-8, 2-9-1, 2-10-1, 3-1-1, 3-1-2, 3-2-1, 3-2-2, 3-2-5, 3-3-1～3-3-3, 3-4-1, 3-4-2, 3-5-1, 3-5-2, 3-6, 3-7, 4-1, 4-2, 4-3-1, 4-3-2, 4-4, 4-5-1, 4-6-1, 4-7-1, 4-8, 4-9-1, 4-9-2, 4-10, 5-1, 5-2-1, 5-2-2, 5-3～5-5, 5-6-1, 5-7-1～5-7-3, 5-8, 5-9-1～5-9-3, 5-10, 6-1～6-3, 6-4-1～6-4-3, 6-5, 6-6, 6-7-1, 6-8-1, 6-8-2, 6-9-1, 6-9-2, 6-10, 8-1～8-4, 8-5-1, 8-5-2, 8-15-3, 8-15-4, 8-21-1, 8-25-1, 10-54-3, 10-60-1, 10-70-1, 10-71-1, 10-75-1, 10-77-1, 10-79-1, 10-80-3, 10-82-1, 10-89-1, 10-98-1, 10-99-1 大屋町 2-1-1, 2-1-4, 2-2, 2-3, 2-4-1, 3-1-1, 3-2-1, 3-3-1, 3-4-1, 5-1, 5-2, 5-3-1, 5-4-1, 5-4-2, 5-5, 5-6-1, 5-6-2, 5-7-1, 5-8-1, 5-9-1, 5-10-1, 6-2-1, 6-3-1, 6-4-1, 6-5-1, 6-5-2, 6-6-1, 6-6-2, 6-7～6-9, 6-10-1～6-10-4, 6-11-1～6-11-3, 10-1-1, 10-2-1, 10-3-1, 10-4-1, 10-4-3, 10-5-1, 10-5-2, 10-6-1～10-6-3, 10-7, 10-8-1～10-8-5, 10-9, 10-10, 11-1-1～11-1-3, 11-2-1, 11-2-2, 11-3～11-5, 11-6-1, 11-6-2, 11-7～11-9, 11-10-1, 11-10-2, 12-1-1～12-1-7, 12-2-1, 12-2-2, 12-3-1, 12-4-1～12-4-3, 12-5, 12-6-1, 12-7-1～12-7-4, 14-5, 14-17-3, 15-1, 15-2, 15-10-1, 15-10-2, 15-11, 16-7, 17-1-1, 17-2-1, 17-3, 17-4, 17-5-1, 17-6-1, 17-6-2, 18-1-1, 18-1-4, 18-2, 18-3, 18-4-1, 18-4-2, 18-5-1, 18-5-2, 18-6-1, 18-6-2, 18-7～18-9, 18-10-1, 18-10-2, 18-10-2, 19-1-1, 19-2-1, 19-3-1, 19-4, 19-5-1, 19-6, 19-7, 19-8-1, 19-8-2, 19-9, 19-10-1, 29-1-1, 29-2-1, 29-3-1, 29-4-1, 29-5～29-8, 29-9-1, 29-10-1, 30-1, 30-2-1～30-2-3, 30-3, 30-4-1～30-4-3, 30-5-1, 30-5-2, 30-6, 30-1, 30-7-2, 30-8-1～30-8-6, 30-9, 30-10-2, 31-1-2, 31-2-1, 31-2-2, 31-3-1, 31-4-1, 36-1～36-3, 37-3-2, 37-4-1, 37-4-2, 38-10-1, 38-1-1, 38-1-2, 38-2, 38-3, 38-4-1, 38-6-3, 38-7-3, 38-10-2, 38-11-1, 38-11-2, 38-12, 39-1-1, 39-1-2, 39-2-1, 39-3-1, 39-4-1, 39-5-4, 39-6-3, 39-7-3, 40-1-1, 40-1-3, 40-2-1, 40-3-1, 40-4-1, 40-5-1, 40-6-1, 40-7-1, 40-8-1, 40-9-1, 40-10-1, 40-10-6, 41-1-1, 41-2-1, 41-3-1, 41-4, 41-5-1～41-5-4, 41-6, 41-7, 41-8-1, 41-8-2, 41-9, 41-10-1, 41-10-2, 42-1-1, 42-2-1, 42-3-1, 42-5-1, 42-6, 42-7-1, 42-8-1, 42-8-2, 42-9-1, 42-9-2, 42-10, 42-11, 51-1-1, 51-2-1, 51-2-4, 51-3-1, 51-3-2, 51-3-5, 51-4, 51-5-1, 51-5-2, 51-6, 51-7-1, 51-7-2, 51-8, 51-9-1, 51-9-2, 51-10-1, 51-10-2, 52-1-1, 52-1-12, 52-2-1, 52-2-3, 52-3-1 葛岡町 4-1-1, 4-2-1, 4-3, 4-4-1, 4-6-1, 4-8-1, 4-9-1, 4-10-1, 4-10-2, 4-11-1, 4-11-3, 4-12-1, 4-12-2, 4-13-1, 4-13-2, 4-13-4, 4-13-5, 4-14-1, 4-15-1, 4-16-1, 5-1-2, 5-15-3, 5-16-1, 5-17-1, 5-17-

	3, 5-19-1, 5-19-2, 5-20-1, 5-20-2, 5-21-1, 5-22-1, 8-4-4, 8-4-7, 8-5-1 $\sim$ 8-5-3, 8-6-1, 8-7-1, 8-7-2, 8-8-1, 8-9-1, 8-9-2, 8-11-1, 8-12-1, 8-12-2, 8-12-4, 8-13-1, 8-14-1, 8-15-1, 8-16-1, 8-17-1, 8-18-1, 8-19-1, 9-1, 9-2-1, 9-3 $\sim$ 9-10, 10-1, 10-10-1 $\sim$ 10-5, 10-6-1, 10-6-2, 10-7-1, 10-7-3, 10-8-1, 10-9-1, 10-10-3, 10-10-4, 10-11-1, 10-11-3, 10-12-1, 10-13-1, 10-14-1, 10-14-4, 10-15-1, 10-16-1, 11-1-1, 11-2-1, 11-3-1, 11-4-1, 11-5-1, 11-6-1, 11-7-1, 11-8-1, 13-1-1, 13-1-2, 13-2 $\sim$ 13-4, 13-5-1, 13-5-3, 13-6-1, 13-6-3, 13-7-1, 14-1, 14-2-1, 14-3-1, 14-3-4, 14-4-1, 14-5-1, 14-6-1, 14-7-1, 14-8-1, 14-8-2, 14-9, 14-10, 14-11, 14-12-1, 14-12-1, 14-13-1, 15-1-1, 15-2-1, 15-3, 15-4-1, 15-5-1, 15-6-1, 15-7-1, 15-8-1, 15-8-2, 15-8-4, 15-9-1
--	--